

前回定例会以降の動き

柏崎市危機管理部 防災・原子力課

1 安全協定に基づく状況確認【2月12日】

- ・新潟県、刈羽村と共同で実施。
- ・1月22日の発電所構内（屋外）におけるけが人の発生と、電源関係設備についての説明を受け、けが人が発生した現場作業箇所（鉄筋加工場、鉄筋曲げ加工用機械）と、開閉所設備や安全対策（代替交流電源）設備の現場確認を行った。

2 原子力地域防災リーダー研修【2月9・10・16・17日】

市消防団員を対象とした原子力防災に関する研修会を開催。2月9日、10日は発電所の見学、16日、17日は放射線防護や原子力災害時の行動等の講義及び防護資機材の着装実習を行った（今年度参加者数：延べ227人）。

3 新潟県原子力発電所周辺環境放射線測定技術連絡会議 出席【2月15日】

- 県庁で開催された第151回技術連絡会議に出席した。主な議題は以下のとおり。
- ・平成30年度第3四半期の環境放射線監視調査結果（速報）について
 - ・第70回新潟県原子力発電所周辺環境監視評価会議について

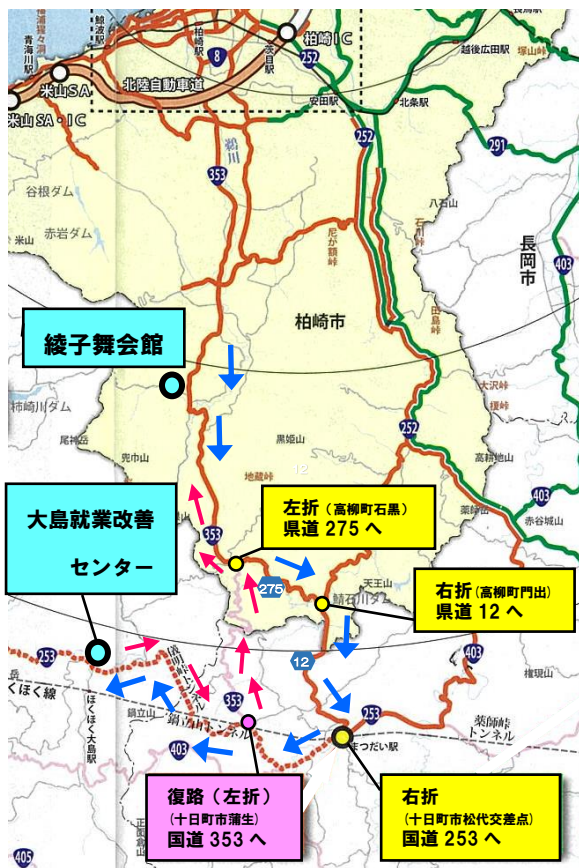
4 新潟県原子力災害広域避難計画案に対する意見提出【2月20日】

県が1月24日に公表した「新潟県原子力災害広域避難計画案」に対する市町村への意見照会に対し回答を提出した。

以上

原子力災害時における降雪時の避難経路の状況確認の結果について

1. 目的： 原子力災害時の避難経路のうち、降積雪が多い路線を条件の悪い冬期間の夜間に走り、積雪・除雪の状況などを把握し、避難上の課題などを確認する。
2. 確認日：平成31 (2019) 年 1 月 28 日 (月) 20 時～23 時 50 分
3. 参加者：柏崎市 7 名 (市長、危機管理監、都市整備部長、防災・原子力課長、同課員 3 名)
柏崎市議会 2 名 (議長・副議長)
原子力規制庁柏崎刈羽原子力規制事務所 2 名
新潟県柏崎地域振興局 2 名
(報道 5 名) ※同行取材
4. 車両台数：6 台 (うち 1 台は報道車)
5. 経路：綾子舞会館から上越市大島就業改善センター (避難経由所) まで



往路 (約 33 km) 【青矢印】

- 綾子舞会館
[国道 353 号線を南方面へ]
- 高柳町石黒 (県道 275 号線に接する T 字路を左折) [県道 275 号線へ]
- 高柳町門出 (県道 12 号線に接する T 字路を右折) [県道 12 号線へ]
- 十日町市松代交差点 (国道 253 号線に接する交差点を右折)
[国道 253 号線]
- 大島就業改善センター (上越市)

復路 (約 27 km) 【赤矢印】

- 大島就業改善センター (上越市)
- 十日町市蒲生 (国道 353 号線に接する交差点を左折) [国道 353 号線へ]
- 綾子舞会館

6. 当日の進行

- 20 時：綾子舞会館にて市長がマスコミ向けに、これから走るルートを説明。
- 20 時 20 分頃：綾子舞会館を出発
- 21 時 50 分頃：避難経由所の大島就業改善センターに到着・出発
- 復路の途中、十日町市内の国道 353 号で報道車 (プリウス α) がスタック、エステイマも走行が難しくなったため、2 台は往路を折り返して市役所に戻った。
- 23 時 20 分頃：綾子舞会館到着
- 23 時 50 分頃：市役所到着

降雪時の広域避難道状況確認で見つかった課題や今後の方向性

- 現在の道路状況・整備体制・除雪体制では、このルートで冬期間・積雪時の夜間に自動車による広域避難をすることは、交通事故・車の立ち往生・雪崩の発生など二次災害が発生する恐れがあり、現実的ではないということを確認した。

市民に対しては、避難によりかえって危険が増す場合は屋内退避を優先することや、正しい屋内退避の方法を今後もしっかりと周知したい。また、国に対しては、屋内退避の有効性についてしっかり確認してもらうとともに、説明を求めている。

- 原子力災害時の避難計画の実効性を高めるためには、避難経路となっている道路の整備（幅員の拡幅・除雪退避帯の設置・雪崩防止柵の設置）、除雪体制の拡充が必要である。

また、避難経路となっている道路が通行止めになる可能性もあることから、自動車以外の避難方法及び住民の輸送手段の確保を求める必要がある。

今回の結果を踏まえて、道路の整備・改良、除雪体制の拡充などを国に求めている。

- 地域の実情を国や県にしっかりと伝え、その対策を求めていくことが市の責務である。降積雪時の避難をはじめ、複合災害の発生によるさまざまな事態を想定した対応や対策について、国、県、市町村が一体となって検討することが避難計画の実効性を高めることにつながる。

先に発表された県の広域避難計画（案）について、今回の状況確認の結果と課題も含め意見を県に提出した。

必要な対策を実現するに当たっては、国の責任を明確にし、財源の裏付けを担保するために、原子力災害対策特別措置法の改正が必要である。県・周辺自治体や他の発電所立地自治体と連携して国に訴えていきたい。



高柳町田代地内



帰宅後の取材